

要 望 書

(令和6年度県予算並びに施策に関する要望)

広 島 県 市 長 会

広 島 県 町 村 会

要 望

県内 23 市町においては、住民に最も身近な基礎自治体として、安全・安心で、活力と魅力あふれる地域づくりに全力で取り組んでいます。

しかしながら、人口減少・少子高齢化が急速に進む中、子ども・子育て支援を始め、地域医療体制や地域公共交通の維持・確保、あるいは、防災・減災対策や行政のデジタル化など、単独の市町では解決できない喫緊かつ重要な課題が多く存在しています。

こうした課題を克服し、誰もが夢と希望を持って暮らせる持続可能な地域社会を実現していくためには、国・県・市町が、それぞれの役割をしっかりと果たすとともに、より一層の連携・協力の下、知恵を出し合って、一歩ずつ前に進んでいくことが重要であります。

つきましては、令和 6 年度予算編成並びに今後の施策展開に当たっては、市町を取り巻く状況をご賢察いただき、特に県との連携・協力が不可欠な次の事項について格別の御配慮を賜りますよう強く要望します。

令和 5 年 10 月 25 日

広島県市長会
会長 松 井 一 實

広島県町村会
会長 吉 田 隆 行

目 次

重点要望事項 1

一般要望事項（広島県市長会） 3

一般要望事項（広島県町村会） 13

重点要望事項

1 子ども・子育て支援について

- (1) 国において検討されている、保育士配置基準の見直しや「こども誰でも通園制度(仮称)」について、保育人材や施設など地域の実情を踏まえた人材確保策や財源措置を講じ、地域間格差が生じることなく、円滑に実施できる制度設計を行うよう、国に強く働きかけること。
- (2) 保育サービスを支える保育士の確保に向けて、県として処遇改善事業を実施し、更なる保育士の処遇改善を図るとともに、保育人材バンクや就職説明会等の実施に加え、保育士資格の新規取得者の確保等を図るための、国の保育対策総合支援事業「保育士修学資金貸付等事業」を実施するなど、取組を強化すること。
- (3) 子育て世帯の更なる負担軽減を図るため、全国一律の子ども医療費助成制度を創設するよう、また、未就学児に係る国民健康保険料(税)均等割額の軽減措置を拡充するよう、国に強く働きかけること。

2 地域医療体制の維持・確保について

- (1) 産科・小児科等を担う医師や看護師等の不足、地域間・診療科間の医師偏在の実態などを踏まえ、医師・看護師等の絶対数の確保やオンラインによる診療・診療支援の体制構築に向けた取組を着実に進めること。
特に、地域によっては産科開業医の閉院といった実態もあることから、開業医への支援を含め、地域で安心して出産できる体制を確保すること。
- (2) 広島大学医学部ふるさと卒の卒業医師など、中山間地域で勤務する医師が、キャリアの形成や妊娠・出産などライフステージに応じた就労に不安を感じることなく、安心して地域医療に従事することができるよう、研修体制や就労環境の整備を一層推進すること。

3 中山間地域の県立高等学校存続に向けた取組等について

- (1) 人口減少が著しい中山間地域の中学校生徒の高等学校教育を受ける機会が妨げられることがないよう、高等学校存続に向けた学校の魅力づくりや生徒確保に向けた取組の支援を行うこと。
- (2) 新たな県立高等学校の在り方に係る基本計画の策定においては、一律の基準によらず、地域の特性を踏まえた方向性を示すなど、慎重に検討すること。

4 障害者福祉施策の推進について

- (1) 相談支援事業所が質の高い人材を確保し、安定した運営ができるよう、計画相談支援及び障害児相談支援に係る基本報酬の引上げを国に強く働きかけること。また、広島県においても、相談支援専門員の確保に向けて、相談支援従事者初任者研修の定員や実施回数を増やすなど、取組を強化すること。
- (2) 発達障害の早期発見・早期支援を図るため、発達障害支援センターの増設や専門医・医療機関の確保など、県内全域において、専門的な相談支援体制を整備できるよう、国への働きかけも含め、取組を強化すること。
- (3) 障害福祉サービス費の国の費用負担について、市町村実負担額の100分の50となるよう、国庫負担基準を見直し、適切な財政措置を行うよう、国に強く働きかけること。

5 生活交通の維持・確保について

- (1) 地域住民の移動手段として不可欠な生活バスや生活航路等の安定的維持・確保を図るため、補助制度の拡充や新たな支援制度の創設など、支援措置を強化すること。
- (2) 自動運転やAI、乗車予約等の遠隔・集中制御など、新技術を活用した地域交通の研究・開発や、実装に向けた専門家の派遣や調査に必要な予算の確保など、地域住民の生活に不可欠な移動手段を将来にわたって確保するために必要な取組について、国への働きかけも含め、より一層推進すること。

6 防災・減災対策の推進について

気候変動に伴い頻発・激甚化する水害や土砂災害等に対応するため、流域治水の考え方を踏まえ、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、河川整備事業、高潮対策事業、治山事業、ため池整備事業の更なる加速や、既存施設の適切な保全、国土強靱化に資するDXの推進など、引き続き、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策の充実・強化に取り組むこと。

7 地方公共団体情報システムの標準化について

令和7年度の地方公共団体情報システムの標準準拠システムへの移行に向けて、迅速・的確な情報提供や技術的助言、情報システム人材の確保などの支援を継続するとともに、国に対し、デジタル基盤改革支援補助金の上限額を引き上げるなど、必要な財源を確実に措置するよう、強く働きかけること。

一般要望事項（広島県市長会）

1	都市行財政の充実強化について	3
2	防災・減災対策等の推進について	4
3	保健福祉行政の充実強化について	6
4	教育行政の充実強化について	9
5	生活環境・都市基盤の整備促進等について	10
6	地域経済・産業の振興等について	12

1 都市行財政の充実強化について

都市行財政の充実強化を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 地方公共団体情報システムの標準化の推進に当たっては、関係市町への説明会開催や議論の場を設ける等、引き続き、市町の円滑な移行を支援すること。

2 防災・減災対策等の推進について

これまでの災害を教訓とし、防災・減災対策等の一層の推進を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

1 砂防堰堤の一層の整備推進及び既存砂防堰堤内の堆積土砂等の撤去を含む適切な保全を行うこと。

また、急傾斜地崩壊防止施設の一層の整備推進並びに市が担う急傾斜地崩壊防止施設整備及び県施設の維持管理について、不足なく財政措置すること。

2 大雨等による河川等の氾濫・洪水から住民生活を守るため、河川改修や内水対策など、河川整備事業を推進すること。

3 気候変動による豪雨の頻発化・激甚化を見据え、流域全体・総力戦で挑む治水対策及び土砂災害対策を更に加速すること。

また、持続可能なインフラメンテナンスサイクルの確立及び国土強靱化に資するDXに、より一層取り組むなど、ハード・ソフト一体となった治水・土砂災害対策を強力に推進すること。

4 山地災害から住民の生命・財産を守るとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図るため、小規模崩壊地復旧事業を含め、治山事業について継続的な予算確保と拡充を図ること。

5 農業用ため池による人的な被害を未然に防止するため、広島県が策定した「2025広島県農林水産業アクションプログラム」及び「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」に基づ

き、引き続き、県・市が一体となって防災・減災対策に取り組むこと。

特に、今後防災工事等が予定されている防災重点農業用ため池については、早期完了に向けて、取組を一層推進すること。

- 6 気候変動に伴いリスク増大が懸念される高波や高潮、南海トラフ地震において想定される津波などから、住民の生命・暮らしを守るため、海岸保全施設の計画的な整備及び維持補修の推進を図ること。

3 保健福祉行政の充実強化について

保健福祉行政の一層の充実を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 保育サービスを支える保育士を確保するため、県として処遇改善事業を実施し、更なる保育士の処遇改善を図ること。

また、引き続き就職ガイダンス等を開催するとともに、保育士資格の新規取得者の確保や潜在保育士の復職支援等を図るための、国の保育対策総合支援事業「保育士修学資金貸付等事業」を実施するなど、取組を強化すること。

- 2 乳幼児医療費公費負担事業について、補助率2分の1を維持した上で、対象年齢を拡大すること。

また、国に対し、乳幼児等医療費助成制度の創設と各自治体が負担している乳幼児等への医療費助成に対し財政的支援措置を講じるよう国に働きかけること。

- 3 ひとり親家庭等に対する医療費の助成については、ひとり親家庭等の経済状況等を考慮し、所得制限額を所得税非課税から児童扶養手当の所得制限額まで、緩和すること。

また、現行の所得税額による判定方法では、税制改正の都度、所得控除額等が変更されることにより、実務的に煩雑になっていることから、所得制限額については、所得税額から所得額に改めること。

4 安心・安全な地域医療体制を確立するため、産科医・小児科医・外科医等をはじめとする医師や看護教員を含めた看護職員の不足、地域間や診療科間の医師偏在の実態を踏まえ、地域を支える医師・看護職員の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

5 国民健康保険の都道府県単位化に伴い、保険料率の平準化や医療費適正化等の取組を推進する必要があるため、次の事項について積極的な措置を講じること。

(1) 令和6年度から予定されている保険料率の準統一に向けて、保険料の急激な上昇を抑制する仕組みの検討に当たっては、各市町が納得の上で、柔軟に取り組めるよう十分な調整を行うこと。

(2) 広島県国民健康保険運営方針では、各市町の保健事業等に充当される保険料財源は、原則として過去3年間の平均を上限とするとしているが、医療費適正化等を更に進めるため、市町が積極的に保健事業等の拡充に取り組めるよう、過去3年間の平均に捉われない柔軟な保険料財源の設定方法とすること。

6 国民健康保険制度における保険料（税）について、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、未就学児に係る均等割保険料（税）の軽減措置について、子育て世帯の更なる負担軽減を図るため、対象を拡大するよう、国に働きかけること。

7 精神障害者の福祉の向上を図る観点から、重度心身障害者医療費助成と同様に、精神障害者医療費助成の対象医療に入院医療を加えること。

また、重度心身障害者医療費助成制度対象者（療育手帳^⑧所持者

を除く）並びに精神障害者医療費助成制度の対象者のうち、65歳から74歳の者については、後期高齢者医療制度への加入が任意であるにもかかわらず、県補助金の算定上、これに加入しているものとして、医療費の一律1割相当額が補助基本額に算入されることになっている。このため、これを加入する医療保険の自己負担割合に応じた算出方法に改めること。

- 8 障害者の生活を支える相談支援専門員が不足し、適切な福祉サービスの提供に支障が生じていることから、広島県相談支援従事者初任者研修の回数及び定員数を拡大し、受講希望者の要請に応えるなど、同専門員の確保に向けた取組を強化すること。
- 9 発達障害は、できる限り早期に発見し適切な支援につなげることが重要であることから、発達障害者支援センターを増設し、県内全域において、専門的な相談支援体制の確保を図ること。

4 教育行政の充実強化について

教育行政の充実強化を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 教職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、広島県教育委員会が定めた教職員定数に見合う県費負担教職員が各学校に配置されることになっている。

しかし、実際には定数分の県費負担教職員が配置されないため、市教育委員会において、その欠員を臨時的任用職員で補充している状況がある中、人材確保に苦慮しており、また、結果として、学校運営に支障を来たすケースも生じている。

児童生徒に対する教育の提供を安定的に確保し、児童生徒、保護者等が不安を持つことがないように、臨時的任用職員による欠員補充の解消に向けて、県教育委員会が定めた定数分の正規採用教職員の確実な配置を進めること。

- 2 私立学校への運営費の助成制度について、保護者負担の軽減と教育条件の整備向上のため、制度の拡充を図ること。

- 3 人口減少が進む中山間地域の中学校生徒の高等学校教育を受ける機会が妨げられることがないように、高等学校存続に向けた学校の魅力づくりや生徒確保に向けた取組の支援を行うこと。

また、新たな県立高等学校の在り方に係る基本計画の策定においては、一律の基準によらず、地域の特性を踏まえた方向性を示すなど、慎重に検討すること。

5 生活環境・都市基盤の整備促進等について

安全・安心な生活環境づくりや都市基盤の整備促進等を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、企業における二酸化炭素排出量抑制のための革新的技術の開発が後押しされるよう、財政的支援の拡充など取組を強化すること。
- 2 太陽光発電事業については、環境影響評価法や広島県環境影響評価に関する条例の対象にならない規模の発電設備の増加に伴い、土砂流出の発生や景観・生活環境への影響等が各地で顕在化している。
また、現在、自治体では把握が難しいFIT売電によらない事業者が今後増加することにより、地域住民からの苦情や相談等への対応に苦慮することも予想される。
このため、県において、太陽光発電設備の安全な導入を図るため、事業者への設置許可や届出及び事業者への指導・監督に係る手続き等を定めた条例を制定すること。
- 3 交通安全の推進や交通事故の未然防止、交差点における渋滞緩和のために必要な信号機を設置すること。
併せて、歩車分離式信号機の設置、視覚障害者用信号機や高齢者等感応式信号機など、信号機の高度化を推進すること。
また、路面標示や道路標識は、安全円滑な交通確保のため、適切な維持管理を行った上で、必要に応じて更新すること。

- 4 地域住民の移動手段として不可欠な生活交通（船舶航路・バス路線等）を将来にわたり維持し、確保していくための地域の実情に応じた制度の創設・拡充を図ること。

- 5 広島県内の市町は、広島県建設事業負担金を広島県建設事業負担金条例（昭和 36 年条例第 12 号）に基づき事業種別毎の負担割合により負担しているが、地方財政法第 27 条第 2 項の趣旨及び行政実例（昭和 31 年 10 月 22 日自庁行発第 106 号）を踏まえ、毎年度市町の意見を聞いたうえで、事業種別毎に市町の負担額を議決するよう見直しを図ること。

6 地域経済・産業の振興等について

地域経済・産業の振興等を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 コロナ禍や物価高騰等の影響で厳しい状況にある中小企業者等の事業継続を支援するため、今後も地域のおかれた状況を勘案しつつ、資金繰り支援や物価高騰の負担軽減策など、経営の安定化に向けた各種支援策を継続すること。
- 2 イノシシ等による農作物等被害を防止するため、野生鳥獣の生態や被害防除の専門知識を有した人材を確保し、地域ぐるみの対策を支援するとともに、ICTを活用した取組の支援拡充を国に働きかけるなど、鳥獣被害対策の支援を強化すること。

一般要望事項（広島県町村会）

- 1 地方分権改革の推進・町財政基盤の強化について…………… 13
- 2 保健福祉行政の充実強化について…………… 15
- 3 生活環境の整備促進について…………… 20
- 4 教育行政の充実強化について…………… 23
- 5 道路等の整備促進について…………… 24
- 6 防災・減災対策の推進について…………… 26
- 7 地域産業等の振興について…………… 29
- 8 観光振興施策の推進について…………… 33

1 地方分権改革の推進・町財政基盤の強化について

地方分権改革の推進及び町財政基盤の強化を図るため、下記の事項について積極的に取り組むこと。

記

1 国政選挙における備品等購入経費については、国（9分の5）、県（9分の2）及び町（9分の2）がそれぞれ応分の負担をすることを前提として国費が措置されている一方で、本来県が負担すべき経費についても町が負担している。

県においては、国の負担方針を参考にし、相応の財政措置を講じること。

2 県の事務・権限移譲については、地域の実情を考慮したうえで、次のとおり必要な措置を講じること。

(1) 県から市町への事務・権限移譲については、職員数の減少、専門人材・専門知識の不足等により、事務負担の大きい事務や専門性が高く発生件数が少ない事務等の対応に苦慮している。

については、市町の行政事務の適正化に向け、移譲事務の見直しについて着実に実施すること。

(2) 一般県道及び主要地方道の安全・安心な道路環境を維持するため、県の移譲事務交付金については、地域の実情を考慮したうえで適正な額を交付すること。

(3) 急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕を推進するため、同施設の維持修繕事業に係る移譲事務交付金について修繕に支障を来さないよう、適正な交付金額を交付すること。

3 本県のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進するため、次のとおり積極的な措置を講じること。

(1) 自治体の情報システムの標準化・共同化にあたっては、システム更改やクラウドへのデータ移行経費等、関連する経費については、その財政支援措置であるデジタル基盤改革支援補助金の補助基準額の上限額を大幅に上回ることが想定されるため、上限額を引き上げるなど、国の責任において確実に措置するよう求めること。

また、町において必要となる情報システム人材の確保について、県において引き続き支援に取り組むこと。

(2) DXを推進する意義が広く浸透し、県民の理解が得られるようにするため、県においては、住民の目線に合わせた広報・啓発活動に継続的に取り組むこと。

2 保健福祉行政の充実強化について

地域住民の保健・福祉の増進を図るため、下記の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

記

1 安心して子どもを産み育てることができる環境を整備するため、次の事項について子育て支援策を強化すること。

(1) 乳幼児医療費助成制度については、県による補助対象基準を上回る助成を市町が独自に行っている実態に鑑み、地域間の格差を是正するため、県の乳幼児医療費助成の対象年齢を引き上げること。

また、全ての子どもを対象とした医療費助成制度を早急に創設するよう国に対し強く要望すること。

(2) 全てのひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、県のひとり親家庭等医療費助成の所得制限を児童扶養手当の所得制限と同水準まで緩和すること。

(3) 子どもの予防接種事業を拡充し感染症予防を効果的に実施するため、おたふくかぜワクチンについて、予防接種法に基づく定期予防接種の対象とするよう国に働きかけること。

2 中山間地域や離島等のへき地における医療を確保するため、次の事項について積極的な措置を講じること。

(1) 離島地域における天候不良時など緊急搬送が困難な場合の遠隔診療体制の構築に向けて、島外の公立病院への医師の配置や、島内の診療所への最新機材の整備に対する支援を行うこと。

さらに、5G等ICTによる医療サポート体制の構築に向けた支援を行うこと。

(2) 中山間地域の中小病院専門外来における専門医・看護師等の

確保や、拠点病院と地域中小病院を繋ぐ遠隔診療体制の構築に取り組むこと。また、中山間地域における医療体制を維持できるよう、中小病院への財政支援を行うこと。

- (3) 広島県医師育成奨学金制度については、義務年限期間中の医師が出産・育児などを理由に休業する場合の身分保障のあり方など、医師が安心して休業を取得し、自身のライフイベントに備えることができる体制整備を早急に進めること。

また、体制の整備にあたっては、休業期間中に義務年限期間が満了する医師の身分の取扱いについて、直前に勤務していた医療機関に財政負担が生じることのないよう、十分に配慮すること。

- 3 医師不足が深刻な中山間地域の医療体制を確保するため、救急勤務医、専門外来の医師、看護師に加え、放射線技師、薬剤師、医療事務員など医療に関わるあらゆる人材の確保等について、財政支援等の積極的な措置を講じるなど、引き続き支援を行うこと。

また、医療人材の確保策については、人材派遣による人的資源の配分を行う体制を構築すること。

- 4 介護保険制度の安定的かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的に講じること。

- (1) 公費負担割合の引き上げ、保険料・利用料の抑制を図るとともに、保険料やサービスの供給に地域間格差が生じることのないよう、介護保険財政の広域運営の推進など介護保険制度の見直しを行うよう国に働きかけること。

- (2) 介護保険法に基づき町が策定する介護保険事業計画については、特に小規模な自治体では計画策定業務が大きな負担となっていることから、1期あたりの期間の柔軟な設定や事務の簡素化など負担軽減を図るよう国に求めること。

- (3) 介護体制を確保するため、特に慢性的な人材不足が続く中山

- 間地域における介護人材の確保及び処遇改善について、積極的な措置を講じるなど、引き続き国に対して働きかけること。
- (4) 介護支援専門員の人材不足を解消するため、資格の更新にかかる研修等の負担減を国に働きかけるとともに、県においては個々に合った研修内容と受講環境への配慮を行うこと。
- (5) 低所得者が十分な介護保険サービスを利用できるようにするため、認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホームにおけるユニット型個室にかかる居住費の利用者負担については、補足給付費等の更なる軽減措置を講じるよう引き続き国に働きかけること。
- (6) 介護保険料の確実な徴収を実施するため、介護保険料を国民健康保険と同様に税方式も導入できるよう国に働きかけること。
- 5 小規模特別養護老人ホームの自立した事業継続のため、引き続き基本報酬の加算等による拡充措置について国に働きかけること。
- 6 障害者及び障害児が地域で安心して生活できる環境を整備するため、次の事項について、積極的な措置を講じること。
- (1) 発達障害の早期発見・支援のため、専門医療機関及び専門医、相談員の確保・充足を講じること。
- 併せて、個々のライフステージに応じた療育環境支援に対応できる人材確保に対する財源措置を講じること。
- (2) 障害者が安心して暮らすことができる地域社会実現のため、地域生活支援事業の国庫補助については十分な予算を確保し、補助金交付要綱どおりの補助率（100分の50）で交付するよう国に対し強く働きかけること。
- 7 国民健康保険の都道府県単位化を円滑に継続するための財政安定化基金の積み増し等の財源確保はもとより、国民健康保険の赤字解消に向けた財政支援の拡充については国の責務であり、恒常

的な財政支援措置を国に強く働きかけること。

県においては、準統一保険料の実現のために必要な各市町間の収納率の格差解消につながる徴収体制の強化に向けた支援を積極的に行うこと。

また、被保険者の保険料負担軽減については、低所得者層に対する保険料の軽減措置を拡充するとともに、子どもに係る均等割保険料の軽減措置についても、子育て世帯のさらなる負担軽減を図るため、対象範囲を拡大するよう国に働きかけること。

8 老人保健事業推進費等補助金（原爆分）については、被爆者を多く抱える自治体に対して十分な財政措置を講じるよう引き続き国に働きかけること。

9 超高齢化が加速する中、認知症対策は地域住民の生活の質の向上に資する大変重要な施策である。

県においては、認知症対策について市町をはじめ産学官等による全県的な連携を図りながら調査・研究を行うとともに、得られた成果を市町にフィードバックすることで効果的な対策が講じられるよう取組を推進すること。

10 県民の健康寿命の延伸と医療費抑制の両立を実現するためには、医療・介護・健診等の各種データの連携と活用が不可欠である。

については、関係機関等の広島医療情報ネットワーク（HMネット）への加入推進及び県民に対するHMカードの普及促進に取り組むとともに、疾病予防や生活機能の改善等のために積極的なデータの利活用を可能とするデジタルトランスフォーメーションの実現を図ること。

11 医療分野ではデジタル技術を活用することによって、患者が自

身の健康情報を把握することが可能となり、早期回復や予防医療に効果を発揮することが期待される。

については、健診結果や診断結果など患者に関するあらゆる情報のデジタル化を進めるために必要な環境整備に対する財政支援を行うこと。

3 生活環境の整備促進について

地域住民にとって真に快適で安全な生活環境づくりを促進するため、下記の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

記

- 1 空き家全般にわたる利活用をより推進するため、次の事項について積極的な措置を講じること。
 - (1) 空き家の利活用の促進及び空き家抑制の強化には固定資産税の住宅用地特例の適用除外が効果的であるが、適用除外の判断基準が具体的に示されておらず、町の独自基準では判断が困難であることから、法律で明確に規定するよう国に働きかけること。
 - (2) 空き家の改修等利活用を推進するため、県において独自の補助制度を創設するなど、空き家所有者等への財政支援を行うこと。
 - (3) 中山間地域の町が公的に空き家を整備活用する場合には、国の事業と併せて活用できる県独自の支援制度を創設すること。
- 2 目撃情報や騒音被害が相次ぐ米軍の低空飛行訓練に対する住民の不安や動揺を取り除くため、県や国において騒音測定器の設置に係る補助制度の創設を行うこと。
- 3 人口減少が著しい中山間地域において、移動手段の確保は最も重要な課題の一つとなっている。

については、中山間地域の生活交通を維持するため、次の事項について積極的な措置を講じるとともに、国に対しても強く働きかけること。

 - (1) 高齢者等の交通手段を確保・維持するため、町営バスの運行や

タクシー利用者への助成制度を導入しているが、利用料金の負担軽減対策など町の財政的負担が大きいことから、県や国において地域の実情に応じた適切かつ十分な財政措置を講じること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の流行を契機に路線バス事業者の経営が悪化し、路線の廃止等住民への影響が顕著となっている。

については、中山間地域の生活交通を維持するため、積極的な財政支援を行うとともに、国に対しても強く働きかけること。

- (3) 広域的なバス路線のフィーダー化など地域公共交通の再編に伴い、運行補助負担額が大幅に増大することが予測されることから、フィーダー化されたバス路線等に対して、公共交通による移動を確保するための新たな補助制度を県において創設すること。

- 4 離島地域特有の課題である次の事項について、積極的に支援策を講じること。

- (1) 日常生活航路は、通勤、通学や通院（特に人工透析等）など離島で生活する人々にとって欠くことのできないものであるため、同航路の安定的維持・確保のため、補助制度等の拡大や新たな支援制度の創設など、積極的な措置を講じるとともに、国に対しても強く働きかけること。

- (2) 国の「離島のガソリン流通コスト支援事業」について、ガソリン以外の油種、プロパンガス等も補助対象とするよう国に働きかけること。

また、県においても離島地域の石油製品価格が本土並みに引き下がるよう支援策を講じること。

- 5 地方自治体が実施する下水道施設の改築更新事業について、必要な国費支援の継続及び補助対象範囲を各自治体の整備事情に配慮した内容となるよう補助対象範囲の拡充を国に働きかけること。

- 6 2050年のカーボンニュートラル（脱炭素社会）実現に向けて地域脱炭素の取組を着実に進めていく必要があるため、各種交付金に係る予算を安定的に確保するとともに、支援メニューの拡充等を図るよう国に働きかけること。

- 7 閉鎖性の強い広島湾奥部では、底泥に有機物が多く堆積し、牡蠣養殖など生物の生息・生育環境に悪影響を及ぼしている。また、都市化が進んだ地域の河川では、水質汚濁による悪臭の発生が課題となっている。
については、石炭灰造粒物を活用した底質改善など港湾及び河川の環境改善を図ること。

- 8 西中国山地国定公園等の自然環境を保全し持続可能な利用を推進するため、町の施策と連携して、県において利用者負担（入域料の収受）の導入について検討を進めること。

4 教育行政の充実強化について

将来を担う子どもたちを心豊かにたくましく育成するため、下記の事項について適切な措置を講じること。

記

- 1 公立、小・中学校において、子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな教育が適宜適切に実施できるよう、学校現場におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常駐配置に向け相談体制を整えるため、県費による配置を拡充すること。
- 2 人口減少が著しい中山間地域の人材育成は、非常に重要な意味を持っているため、小規模ながらも過疎地域の将来に大きく影響する県立高等学校がこれからも存続できるよう柔軟な対応をすること。
また、生徒の全国公募にあたっては、生徒の受け入れ体制を整備するほか、クラブ活動活性化のための教師配置や生徒の寄宿舍整備など教育内容・教育環境の充実を図ること。
- 3 文部科学省提案のオンライン授業等学習環境整備のため、家庭における通信費用の負担軽減措置を講じるよう引き続き国へ働きかけること。

5 道路等の整備促進について

均衡ある道路網の整備や社会基盤の整備を促進するとともに、近年、激甚化・頻発化する災害に備え、安全・安心で暮らしやすい地域基盤を創造するため、下記の事項について強力に推進すること。

記

- 1 社会資本整備総合交付金をはじめとする道路整備に関連した交付金や補助金について、従来以上の予算を安定的に確保するよう引き続き国に働きかけるとともに、県においても町が計画する各種事業が着実に実施できるよう配慮すること。
- 2 地域課題の解決のため、地域が真に必要としている道路整備を遅らせることのないよう次の事項について特段の措置を講じること。
 - (1) 高規格道路及び主要な国道・県道の整備を「広島県道路整備計画 2021」に基づき着実に実施することにより、地域間の広域的ネットワークの形成を図るとともに、通行利便性の向上、慢性的な渋滞緩和、歩道設置による安全な通学路の整備、沿道地域の騒音・振動対策、災害時の避難路の確保など、住民生活に密着した道路整備・改良を推進すること。
 - (2) 令和5年度末までの時限措置となっている狭あい道路整備等促進事業について、災害に強いまちづくりを推進するため、財政支援を恒久化するよう引き続き国に働きかけるとともに、県においても事業が着実に推進できるよう配慮すること。
- 3 市街地域など沿線の一体的な整備を促進するため、広島市東部地区連続立体交差事業について、令和元年10月に事業認可された内容に基づき、着実に実施するとともに、関連事業に遅れが生じ

ないように事業の推進を図ること。

- 4 中国縦貫自動車道加計スマートインターチェンジの増設（フルインター化）事業に関連して、今後、国道 191 号線から同インターチェンジまでのアクセス性向上等に係る検討を進めるため、同国道の道路管理者である県は、町との調整等の手続きにおいて積極的に協力すること。

6 防災・減災対策の推進について

災害対策の充実と危機管理体制の強化を行い、安全・安心で災害に強いまちづくりを実現し、近年頻繁に発生している未曾有の災害から住民の生命・財産、生活環境を守るため、下記の事項について防災・減災対策を総合的かつ強力に推進すること。

記

- 1 平成30年7月豪雨は、県内市町に甚大な被害をもたらし、被災した市町においては、復旧・復興に全力で取り組んでいるところ、今後の新たな災害に備えるためにも、国・県の支援が不可欠であることから、次の事項について、引き続き万全の措置を講じること。
 - (1) 現在着工中の河川、砂防、急傾斜地崩壊対策、治山施設整備等に係る事業の早期完了と未着手事業への早期着手
 - (2) 道路等公共土木施設災害復旧事業の推進
 - (3) 河川内及び砂防堰堤の堆積土及び立木等流路支障物の浚渫・除去

- 2 河川の氾濫による洪水災害を防止するため、「ひろしま川づくり実施計画 2021」に基づく整備事業を推進するとともに、「河川内の堆積土等除去計画」については、現計画の確実な実施並びに対象となる河川及び区間の拡充を図ること。

- 3 流域治水は、事前防災対策として有効であり、国と地方公共団体が一体的かつ計画的に事業を進めていく必要があることから、次の事項について国に働きかけるとともに県においても取組を推進すること。
 - (1) 必要な財源の安定的な確保及び恒久的な財源の創設の検討

- (2) 特定都市河川流域における未整備区間の河川整備等促進
 - (3) 国民に対する事前防災・流域治水の意義の周知
- 4 近年の気候変動に伴う降雨量の増大等を踏まえ、太田川流域の治水対策を強力に進める必要があるところ、洪水調整機能の向上を目的とする太田川総合開発事業は、流域全体の浸水被害の発生リスクを大きく軽減させる重要な事業であることから、関係市町と連携しつつ、同事業の早期事業化に向けて国に対し働きかけを行うこと。
- 5 近年の気候変動による影響を踏まえ、想定し得る最大規模の高波、高潮による浸水被害を軽減するため、次の事項に係る事業を拡充するとともに、早期完了を図ること。
- (1) 河川河口部や海岸における高波・高潮対策
 - (2) 港湾海岸や建設海岸における高潮対策及び海岸保全施設整備
 - (3) 広島港港湾計画に基づく防波堤整備
- 6 社会資本整備総合交付金（都市防災総合推進事業）について、狭い道路の多い地区の避難路整備をはじめとした防災対策を着実に進められるよう、予算を十分に確保するよう国に働きかけること。
- 7 本格的なデジタル社会の到来を見据え、誰一人残さない防災・減災を実現するために必要不可欠であるネットワーク及びシステムの整備並びに観測データの利活用等を推進するため、次の事項について取り組むこと。
- (1) 避難行動要支援者の避難の実効性を確保するため、避難行動要支援者名簿等のデジタル化・システム化に特化した補助制度を県や国において新たに創設すること。
 - (2) 県が運用する「ひろしま防災チャットボットシステム」につい

ては、町が独自に運用する防災情報提供システムとの情報連携や動画ファイルの掲載が可能となるよう、仕様の改善を図ること。

- 8 少子高齢化・人口減少により地域の担い手が減少する中、地域防災力を維持・強化するため、消防団員の処遇改善や装備の充実等、活動環境の整備に係る支援を拡充するよう国に求めること。

7 地域産業等の振興について

地域産業等の振興と地域経済の活性化を図るため、下記の事項について積極的な措置を講じること。

記

1 農業の果たす多面的機能を踏まえ、次の事項について農業振興対策を推進すること。

(1) 水田活用直接支払交付金については、生産現場の現状と課題を十分に把握したうえで、就農意欲の低下や耕作放棄地の増加につながることをないよう、次の事項について国に働きかけること。

① 交付条件である5年間に一度の水張り条件等に対応できない圃場に対する支援及び食料安全保障も踏まえた新たな畑作物支援並びに自給飼料確保等の牧草作付支援

② 水張り（水稻作付）の確認に係る予算の十分な確保

(2) ひろしま型スマート農業推進事業（ひろしま型スマート農業プロジェクト）については、次年度以降も事業を継続するとともに、データ、成果及び経営モデルの普及等の共有について自治体との連携を図ること。

また、スマート農業の普及・推進にあたっては、技術の普及に向けたアドバイザーの設置及び農業技術指導所との連携など支援体制の充実を図ること。

(3) 今後の担い手による新たな農業経営のしくみづくりに向け、基盤整備事業（農業競争力強化農地整備事業）の早期完了を図るための予算確保を国に働きかけること。

(4) 中山間地域の農業が廃れることをないよう、また担い手農家の安定的かつ持続的な経営が図れるよう、中山間地域等直接支払事業の継続はもとより、平場と中山間地との所得格差の補償とい

う事業趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた交付金額となるよう近年の農業資材価格の高騰を考慮した基準単価の見直し及び制度の拡充を国に働きかけること。

- (5) 多面的支払交付金については、新たに認定された活動組織のみならず、再認定組織についても円滑な事業の実施が行えるよう引き続き国に対して十分な予算額及び交付税を措置するよう働きかけること。

特に長寿命化事業については、適正な工事期間を確保する必要がある、さらに冬季の工事は積雪等の影響があることから、地元の事業実施に支障を来さないよう、早期に交付額を確定すること。

- (6) 水田の雨水貯留機能を強化する「田んぼダム」は、流域治水の推進にあたり重要な取組であるため、財政支援の継続・強化及び「田んぼダム」取組圃場を農業用施設（貯留機能施設）に位置づけるよう国に働きかけること。

- (7) 新規就農者育成総合対策事業の「経営発展支援事業」は、昨今の農業資材価格の高騰を踏まえ、今後も継続して実施する必要があるため、希望する認定新規就農者の全てが交付対象となるよう引き続き十分な予算額を確保すること。

- (8) 新規就農者の支援に有効な各種国庫補助事業のうち、ビニールハウスの整備に係る補助については、要求されるハウスの仕様を見直すなど、新規就農者が経営体力を保ちながら施設の整備に取り組めるよう、採択要件の緩和を国に求めること。

- (9) 農地中間管理事業については、「借受農用地等リスト」の掲載基準を緩和するなど、より多くの貸付希望農用地等のマッチングが進むよう事業の充実を図ること。

- (10) 本県農産物のブランド化及び販路拡大については、広島県産応援登録制度により取組が進められているところ、就農者のさらなる経営安定・所得向上のため、県内外の有利販売先の開拓を推進するなど販路拡大に向けた支援に取り組むこと。

- 2 国際的な穀物需要の増加やウクライナ情勢の影響等による飼料価格の高止まりが畜産農家の経営のひっ迫を招いていることから、配合飼料価格安定制度については「新たな特例」による対策のみならず、同制度の抜本的見直しを図るとともに、国産飼料の生産基盤の確立など、畜産農家の安定経営に向けた対策を講じるよう国に求めること。

- 3 森林の有する公益的機能を持続的に発揮し、保全を図るため、次の事項について取り組むこと。
 - (1) 森林を多く有する自治体が森林整備を着実に進め、山村地域等の再生に一層取り組むことができるよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すよう国に働きかけること。
 - (2) ひろしまの森づくり県民税と森林環境譲与税については、その意義と効果について住民の理解を図ることが森林管理の持続につながるものと考えている。

については、「第4期ひろしまの森づくり事業に関する推進方針」で示された用途区分の基本的な考え方を踏まえ、両税の用途を具体的かつ明確に示すこと。
 - (3) 松くい虫等の森林病虫害被害に対する防除対策等関連施策を継続し、安定的に予算を確保するとともに、効果的な防除技術の導入に向けた取組を進めること。
 - (4) ひろしまの森づくり事業については、人工林健全化（間伐）の実施要件『山腹傾斜 20 度以上かつ保全対象からの距離が 250m 未満の人工林』を撤廃すること。
 - (5) 山林に接する道路では、管理が不十分な山林から道路への樹木のはみ出しや倒木が通行に支障をきたす事案が増加している。道路の安全確保のため、沿線樹木の事前伐採を進める必要があるところ、事前伐採の推進にあたっては、ひろしまの森づくり事業（交付金事業）の里山林整備事業の活用が有効であることから、同事業の予算額を十分に確保すること。

4 抜本的な有害鳥獣対策を早急に進める必要があるため、次の事項について取り組むこと。

- (1) 実態調査、研究及び加害個体や被害の実態に応じた対策の継続
- (2) 戦略的鳥獣害対策技術構築事業の継続・推進による希望する全ての町における鳥獣害対策専任者に対する技術指導、集落等の被害対策に係る支援及び町と連携した広域捕獲の実施
- (3) 第二種特定鳥獣管理計画に改定されたツキノワグマの狩猟解禁に係る検討の継続及び解禁実現に向けた国への要望並びに被害防止対策に加え、有害捕獲等による頭数管理の計画への盛り込み
- (4) シカに対するくくりわな禁止区域の見直し
- (5) 有害鳥獣狩猟者確保のための狩猟者の負担軽減等担い手の育成・確保に向けた支援策の拡充・強化

5 改正食品衛生法において新たに許可制となった漬物製造業については、道の駅や産直市場で販売されているものの多くが小規模零細事業者によるものであることから、法改正による新たな施設基準への適合が事業継続への大きなハードルとなるため地域経済への影響が大きい。

同法の運用にあたっては、小規模零細事業者に対する事業継続に十分配慮すること。

6 物価高騰等から地域産業とそこで働く人々の生活を守るためにも、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の確保・充実も含め、予備費の活用や今後の補正予算編成等により、切れ目のない雇用・経済対策を行うよう国に求めること。

8 観光振興施策の推進について

魅力と活力ある地域をつくるには、各地の特性や資源を生かした観光振興が重要であることから、下記の事項について適切な措置を講じること。

記

- 1 県から事務委託を受け管理する海水浴場の年間を通じた有効活用及び賑わい創出を促進するため、各種イベントの開催や積極的なPR活動を推進し、安全に安心して利用できるよう老朽化した施設を改修するとともに、利便性を確保するため、JR駅と直結した横断歩道橋の整備を促進すること。
- 2 中国横断自動車道尾道松江線の全線開通による利用客の増加などに対応するため、一部未整備となっている県営公園の整備を促進すること。
- 3 訪日外国人をはじめとする観光客がより快適に過ごせる環境を整えるため、次の事項について積極的な措置を講じること。
 - (1) おもてなしトイレ整備事業補助金については、来年度も継続実施するとともに、補助金枠を拡充すること。また、採択にあたっては市町の整備計画に配慮すること。
 - (2) 落石等による破損や老朽化のため通行止めとなっている県有施設の遊歩道については、引き続き安全対策を実施するとともに、町や地元関係者と協議を進め早期に全線開通すること。
 - (3) 西中国山地国定公園内の看板については、多言語化などの整備を促進すること。また、利用者の多い登山道については、適宜修繕を実施すること。

4 特別名勝をはじめとした指定文化財を保存継承し、地域の魅力を広く発信し続けていくため、指定区域一帯における野生動植物の生態に関する学術調査を実施し、文化財保存活用計画を策定すること。

また、計画の策定にあたっては、住民・民間団体・県文化財部局・町関係部局などが連携して取組む体制を構築すること。

5 道の駅の再整備は、新たな観光・産業振興の拠点として、また、防災拠点として町全体の活性化と住民の安全・安心に資する施設とすることを目指しており、道路管理者である県と一体的に進める必要がある。

については、再整備に係る取組について引き続き強力に支援すること。

6 新型コロナウイルス感染症の流行で観光客数が大幅に減少した結果、観光関連事業者は深刻な影響を受けている。引き続き観光関連事業者の事業継続に向けた支援の拡充を図ること。